

平成30年第4回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	平成30年6月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	平成30年6月12日 午前9時 平成30年6月12日 午前11時2分			議長 西原 好文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	産 業 課 長	山 下 栄 子	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	三 溝 秀 行	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成30年6月12日

- 日程第1 議案第23号 江北町税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第24号 江北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第25号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第26号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）請負契約の締結について
- 日程第5 議案第27号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 日程第6 議案第28号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第29号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第30号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第31号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第32号 平成30年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第33号 平成30年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第13 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第14 請願第1号 教職員定数改善と業務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について

午前9時 開議

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第4回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま請願第1号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、請願第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。請願第1号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、請願第1号の趣旨説明を求めます。金丸祐樹君、御登壇願います。

○金丸祐樹議員

皆さんおはようございます。それでは、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について趣旨説明を申し上げます。

請願者は、杵島郡江北町大字山口3406-1の陣内一之さんです。

子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が重要課題です。あすの日本を担う子供たちを育む教育現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

教育予算につきましては、小泉政権下の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

このような趣旨から、以下の請願項目により、意見書への採択をお願いいたします。

請願項目。

1つ、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合

を2分の1に復元すること。

以上、よろしくお願いいたします。

○西原好文議長

以上で趣旨説明が終わりましたので、議事日程により、逐次議案の審議に入ります。

日程第1 議案第23号

○西原好文議長

日程第1. 議案第23号 江北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

参考資料を見てもらって、これは固定資産税の軽減ということですが、対象は中小企業・小規模事業者ということですが、中小企業・小規模事業者、これは資本金がどれぐらいなのかということと、小規模というのは個人ということなのかという、まず業者の選定ですね、これについての説明をお願いしたい。

もう一つは、これは町長の報告のほうがわかりやすいんですけども、町から認定を受けた先端設備等というふうになっておりますけれども、この先端設備というのは、どういうのを指しているのかということです。

それともう一つは、町から認定となっておりますので、先端設備の認定というのが既に準備されているのかどうか、これからつくられるのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下産業課長。

○産業課長（山下栄子）

土渕議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の中小企業の資本金は幾らかということですが、資本金は1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業者ということになっております。

それともう一つが、業者の何やったですか。3点目の先端設備はどのようなのかということと、町から認定というのは準備されているか、これからなのかということだったんですけど、もう一つ、その2点目。

○西原好文議長

業者の選定をされているのかということ。

○産業課長（山下栄子）続

先端設備の対象がどうなのかということなんですけれども、これに対しましては、機械装置、それから測定工具、検査工具、それと器具備品、建物附属設備、こういったものになります。

それと、町が認定ということになっておりますけれども、この法律が先日6月6日に施行をされております。それで、6月5日にこの生産性向上特別措置法についての説明会があったんですけれども、どういった町としての策定をする内容なのかということとそのときに説明を聞いております。そして、この議会で認定を受けた後に町としてはつくるようになります。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

まだ町として認定はしていないということだと思いますけれども、今の設備については、先端ということについて特徴的なものは何なのか。今言われた設備というのは、一般にある設備ということではかわからないので、先端というのは具体的にもう少しわかるならですね、それともこれから町で決めるのか、その説明ができればお願いします。

○西原好文議長

山下産業課長。

○産業課長（山下栄子）

先端というものに対しての再質問なんですけれども、生産性の向上に資する指標が、旧モデル比で年平均1%以上向上するという設備になりまして、減価償却資産なんですけれども、その一つ一つに規約というものもあるんですが、例えば、機械装置でありますと、600万円以上であるとか、そういった一つ一つに基準が定められております。ですので、一応、旧モデルということですので、例えば、古いタイプの器具とか、そういった備品であるとか、そういうことになります。

○西原好文議長

土渕君。

○土淵茂勝議員

これから認定されるので、今の話でいくと、わからないといえわからないですね。古い機械を新しくかえたらということみたいな話ですけれども。（「そうです」と呼ぶ者あり）先端という概念がはっきりしないです。これは町で認定をされるということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）まだこれからということね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

○坂井正隆議員

この先端設備というふうなことですけれども、これについては法律で決まったわけですから、メーカーがこの申請をできるというふうな認可をまず受けて、末端の業者というか、会社が導入すれば、こういう申請ができますよというふうなステッカーとか、そういうのが私はスペックとしてついていると思います。仕様としてついているかなと思いますけど、その辺はどうなんですか。

○西原好文議長

溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

今の坂井議員の御質問にちょっと私のほうでわかっている範囲内で説明したいと思います。

一応、中小企業が先端というのは、やはり今先ほど産業課長が言ったように、中古関係があるので、今の時代にはもっと新しいのができているというようなことで、中小企業のほうがその設備を導入する場合に、設備メーカー登記認定関係を証明書の発行等を依頼します。工業会の確認とかを行って証明書をもって、それは生産性向上では新しいほうですというような、その証明書を発行されたものをつけて、うちのほうに計画の申請とかが来るようになります。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑のある方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

一応、これは原則として3年間ということになっていると思いますけれども、それは今後、今回、初めて決まったもので、この後のことがわかればお願いしたいと思います。

それと、この企業関係に連携するために、商工会とか商工会議所とか、そういうふうな形で行政のほうからは直接指導とかは、そういう一つ置いてされるのか、その辺わかればお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下産業課長。

○産業課長（山下栄子）

池田議員の質問なんですけれども、平成30年、31年、32年の3年間なんですけれども、申請を受けてから3年間ということになっております。ただ、計画としては3年から5年なりの計画をしてもらうということで、例えば、免税に対してはその後3年間というふうになっておりますけれども、そういったくくりになっております。

それから、商工会のことなんですけれども、商工会のほうでは、先端設備等の導入に対して、労働生産性が年平均3%以上向上するかについての確認ということで、商工会のほうはその役割を担っていただいて、事前に確認書を発行してもらうということに商工会のほうにはなります。ただ、町のほうから指導とかなんとか、そういうものではないです。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、池田議員から商工会への指導というふうなことでお話がありましたけれども、今回の条例は、本来は法律に基づいて必置の条例では実はないんです。それぞれ市町の判断で中小企業等の振興のために整備をするということになっておりまして、結果的には県内いずれの市町も提案をされるということなんですけれども、私としてはどちらかというと、県の町長会には商工会連合会からお話しに来られたかと思いますが、本来ならまたそういうルートで、例えば、町の商工会からなんかも、逆にこういう条例の制定を要求といたしましよるか、要請といたしましよるか、やはりそういう動きが本当はあってしかるべきなんじゃないかなというふうに思います。何か行政のほうが先回りしていろいろ準備をするような形よりは、やはり我々としても、できればそういう関係の団体から要請を受けて、それに基づいてこうした条例を制定しましたという形のほうが本当はいいのではないかなというふうに思っ

ております。

ですから、以前の議会の質疑の中でも申し上げましたように、指導という関係にはないものですから、ぜひそこはやっぱりお互いきちんと役割を果たしていくというのがいい形なのではないかなというふうに思っております。

今後も中小企業振興関係の条例といたしましょうか、国のほうではいろいろ政策が打たれるやに聞いておりますので、ぜひそこはまた商工会は商工会のルートとして、相呼応して進めていくという形をぜひとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○西原好文議長

5番坂井君。

○坂井正隆議員

償却資産になるかと思えますけれども、例えば、償却資産については課税が5年とか8年、10年と、機種によっていろいろあるかと思えますけど、ここでは3年、14%の減免をすることですけど、3年過ぎたらまた14%に戻るという解釈でいいんですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

坂井議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

一応、3年間減価償却を免除しまして、その後、まだ償却資産が残っているというのであれば、もとのように1.4%の減価償却を掛けるということです。

○西原好文議長

ほかに質疑の方はございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第2 議案第24号

○西原好文議長

日程第2. 議案第24号 江北町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

これも参考資料の2ページのところで、この間、説明を聞いたときに、これはいいこととか、積極的なことということで聞きますけれども、一番下の(2)の第10条第3項第10号関係ということで、放課後児童支援員の基礎資格について。この中で、中卒でも経験があればいいというふうに説明を受けました。この中卒ということについて、わざわざ説明があった。私はこれは非常に素晴らしいことだと思って聞いているんですけども、何か理由があるのかどうか。

それと、町のほうで拡大ということになっておりますけれども、何人かそういう拡大する計画というのがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

土渕議員の御質問にお答えします。

現行の条例では、第9項に「高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」ということを定めております。

なお、これをもっと多くの人材を確保するために、今回、第10条第3項第10号で「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」という項目を上げております。ですから、中学校を卒業された方も対象になりますよという意味もあるのではないかと考えております。

それから、今後の対応ですけれども、今のところ、そういう該当するような方ということには目しておりませんが、今後この条例が制定された後は呼びかけをやっていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方はございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第25号

○西原好文議長

日程第3．議案第25号 江北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第26号

○西原好文議長

日程第4．議案第26号 江北クリーンセンター流量調整槽建設工事（機械・電気）請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

この議会開会日の午後に議案の説明を受けました。その中で、この請負契約書についての説明もありました。その中で、打ち合わせとして、要求として、入札調書、要は何業者この入札に参加したのか。指名ですので、何業者指名されたのかということから議論が始まって、入札調書を提出できないかというふうなことになりました。きょう見たら入札書の提出がありません。これはなぜなのかというのをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

井上議員の質問にお答えしたいと思います。

入札調書につきましては、県のほうに確認をしましたところ、一応県のほうでは提出していないということでありましたので、今回提出をしていません。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

県のほうは県のやり方があると思うんですね。町議会においては、前、資料を出されておったと思うんですよ。なぜ出していないのかということを知っておるんですけど。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

井上議員の質問にお答えをいたします。

平成21年ぐらまでは出していたそうですけれども、実際、入札をする業者について、入札調書には幾ら幾らと書いてあるわけですね。ですから、よその業者が幾ら入れたかということで公表すべきものではないと思います。そして、実際議決をいただくのは、ここに入札をされた業者に対して、その業者が適当な業者なのか、しっかりした業者なのかということを確認していただくための議案でございまして、実際、業者数は7業者でありましたけれども、7業者のうち、この業者が、九電工のほうにとられたということですので、あとについては、さっきも言いましたように、金額がずっと書いてあるものですから、どの業者が幾ら入れたとか、どの業者が幾らだったということを表に出すべきではないという結論に達した

ところであります。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

前は情報公開とまでいかないですけど、秘密にすることまでもないんじゃないかと、オープンにされていたんですよね。好ましくないというふうな判断でありますけれども、前のが好ましくなかったというようなことなんですか。その辺の整合性がちょっとわからないんですけど、いずれにしろ出せないということですね。であれば、どの業者が入札に参加されたということも公開できないんですか、金額は抜きにしても。お尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

実際、入札調書をどうするかという話をした中で、金額が入っているということ、そしてまた、棄権をされたと、いろいろあるわけですね。今は業者の方も要するに災害等で業者の手不足ということで棄権をされる場所もいっぱいありまして、ここが棄権をされたとか、金額的にもいろいろあって、実際的に業者の金額を入れたものについては出せないかなということでありました。ですけども、業者名だけは出せるかなと思います。実際それを見られてどういうふうに判断されるか知りませんが、実際的に7業者、どこどこに出したということは出せるかなと思います。でも、それが出したことと出さなかったことのどういうふうな意味があるのかなということなんですけども、一応そういうことで業者名だけは出せるのかなと思います。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

済みません、何回もですけど、普通、町内業者でこれぐらいの金額でということであれば、このクラスの業者が参加されているなということはわかります。ただ、今回は町外業者もあるわけですね。町外業者がおられる中で、どういう業者の方が入札に参加されたかなという

のは私たちが知ってもいいんじゃないかなと思うんですよね。そういうふうに思うんです。そういうことです。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど井上議員から、今まではよかったのに、なぜだめなのかという素朴な疑問もいただきましたけれども、改むるにはばかりなことなかれという言葉がございますし、今までよかったから続けていると、いつの間にか何の根拠でやっていたのかということがよくわからなくなる人が多いですし、残念ながら今の現状を見ておりますと、いろんな町の仕事の中でもそういうことが多いです。何でこれをやっているのかと聞くと、いや、今までやっていたからということが多いもんですから、きのうもありましたけど、平成13年に相談したらだめだったからということが大事にとっておかれて、今も聞いてもだめだろうということで聞いていないということが横行することになるものですから、やっぱり日々、根拠であるとか、必要性であるとか、目的であるとか、そういうところはきちんと検証しながら進めていかないといけないというふうに思っておるところであります。ですからこそ、今回の人事異動の中でも新しい目でぜひ仕事に向き合ってほしいということで、4月1日の人事異動も行ったところですよ。

ですから、今までよかったから、今までやっていたから今からもいいということではないということは、ぜひ御理解をいただきたいと思います。そういう中で、やはり根拠が必要なものですから、おっしゃるとおり、今回の根拠というのは県に求めたわけでありまして、県と同様の取り扱いをしたらいではないかということで県のほうに確認をしたところ、入札調書については提供していないということでありましたので、今回から提供はしないということにいたしましたということでもあります。その上で、例えば、入札参加事業者がどういう事業者がいたのかとか、そういうことの個別についてはお答えができることもあろうかというふうに思います。ただ、残念ながら、入札調書を添付しないということ以上のことまでは、恐らく今のところ県に確認をしていないものですから、どこまでの情報が提供できるかというのは、ぜひ常任委員会の中できちんと御報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしければ少しお時間をいただければというふうに思います。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

済みません、何回もですけど、この指名業者については、指名競争入札でありますので、執行部の専権事項でありますので、その分については何ら異議を唱えるものではありません。しばらく時間をいただきたいということです。私は総務常任委員会でありますので、あえてここで質問をさせてもらっておるわけです。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりでございます。委員会に付託されるかどうかというのはまだ決まっておりませんし、委員会に属しておられない委員さんたちは審議に参加できないということでもありますので、もしこの議案が委員会付託になれば、常任委員会が開催されている間に、常任委員会の構成にかかわらず、同じ資料を提供させていただきたいというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

5番坂井君。

○坂井正隆議員

井上議員の関連でございますが、どうしても知りたいというふうなときには、閲覧というのできるんですか。知る権利からいくと閲覧は可能なんじゃないかなと私は思いますので、どうしても知りたいということであれば、閲覧をすればわかることかなと私は捉えております。町長がよく使う言葉に「補足します」という言葉がありますけれども、質問の補足かなと思っております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりでございます。個人の知る権利というのは保障されておるんですけれども、この議会活動の中で、議会に提出する資料として添付をしていないということでございますので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

ほかに。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

今、井上議員も言われました、これまで出していたからと。私は当然のことだと思うんですよね。この金額が妥当なのかどうかと。今、議運の委員長に聞きましたら、これは即決というふうになっております。私は何も入札の企業と金額を明らかにして不利益をこうむることはないと思うし、我々はそれを知った上で、この金額がいいと、妥当だという判断ができるわけですから、県がどうのこうのじゃなくて、町で今までやられていたのは、これまできちっと議会で判断ができるよう資料として出されていたと思います。それを変える状況は今、私はないと思いますので、出すべきだということを求めたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

県がどうのこうのじゃないということはないと思います。当然、同じ地方公共団体として、それぞれ根拠なり考え方を持って手続をされておられるということだというふうに思いますし、では、なぜ我が町は出していたのかということについて、今まで私どもの役場の中にきちんと明確な根拠を持って提出をしていたということがなかったものですから、県にその根拠を得たということでもあります。

即決の予定になっていたとしても、いや、ここはきっちりしたほうがいいと思っているんですよ、正直。出す、出さないというだけじゃなくて、出せるもんなら出させてもらっているというふうに思っておりますし、ぜひ必要であるということであれば、我々もそれを提出することに何ら後ろ暗いところはありませんけれども、ただ、きちんと根拠を持ってお出しをしないと、今まで出しよったけん出せとか、知りたかけんとにかく出せというのはちょっと違うんじゃないかというふうに思うものですから、どういう形でお出しができるのかどうか、何をお出しできるのかということを精査させていただいて、そして、報告をさせていただきたいというふうに思いますので、願わくば委員会付託していただければと思います。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

これは議員のみんなが共通している、公開というんですか、資料を出してもらおうということは議会としては当然だという意見だと思うんですね。これを決める上での一つの資料として必要だというのが大体みんなの意見ですよ。議長、そういうふうに計らってほしいんですけれども。

○西原好文議長

暫時休憩いたします。再開45分をお願いいたします。

午前9時33分 休憩

午前9時45分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ほかに質疑の方ございませんか。6番三苦君。

○三苦紀美子議員

今、休憩中に話があったんですけども、皆さん、議員としてこれを承認するために、今、意見を言った全ての方は反対じゃないんですよ。誤解しないでください。今までやってきたことがなぜできないかという、そういう嫌な方向にとらないでいただきたいのは、やっぱり承認する以上は、明朗さ、ちゃんとした資料を求めていらっしゃるわけですから、それがわかるようなのを名前を出すのはだめ、金額はだめであったら、行政として納得するだけの資料は必要じゃないでしょうか。これを反対するために、今言われた議員さんたちは決してそういう気持ちじゃないですので、そのところを深く考えて、これから議長も進行していただきたいと思います。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。町長、答弁ありますか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第27号

○西原好文議長

日程第5. 議案第27号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第27号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第28号

○西原好文議長

日程第6. 議案第28号 平成30年度江北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。2番 淵上君。

○淵上正昭議員

これは繰入金のほうですね、款18の、ページ数で言えば6ページ、7ページ、無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計の繰入金です。これは議案第29号とダブるかな、どっちのほうで言った方がいいのかな。実は、人件費のほうで44万4千円繰り入れをされております。実は、これは私が3年前、江北町かんがい排水施設運営委員になった折に、ちょっとお話を聞いた中で、職員に給料の半額を支給するというのを聞きました。これは当時の江北町の財

政難ということで、行政改革の一環として、基金のほうから給与の半額をお支払いするというようになっていたそうです。それで、今回、人事異動に伴いまして44万4千円の増額がなされております。これについて、委員会のほうにもお話はなかったというふうに聞いておりますし、もちろん私も聞いておりませんが、今回初めて補正をされております。

実際、こういう人件費が増額をなされたときに、かんがい排水施設運営委員会のほうにお話があってもいいのかなど。その当初の趣旨からいえばですね。その辺はどういうふうにお考えがあるのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

淵上議員の質問にお答えをいたします。

この2分の1の人件費の臨鉦ポンプの基金から一般会計にやるということは、平成21年に私が総務課長をしておるとき財政の担当をしておったものですから、その中で基金の運用が75億円の原資の中で二、三億円ぐらいふえてまいりまして、そしてまた、その経費として、臨鉦ポンプの人件費として、一般会計の職員を使っているということから、職員の半分程度の人件費を見てもらえないかということで提案をしたことあります。そういう中で、その当時、ポンプについては特別な基金であるので、一般会計で使ったらだめだということで反対の動議がありまして、いろいろ協議を重ねた結果、施設の規則の中でうたっていくということで、そのとき解決しております。

そういう中で、実際、平成21年から給料と手当の職員の半分の分を見るということで、23年度からは財政システム上、繰出金に変わっています。21、22年は給料手当でポンプを見ていましたけれども、そういうことで繰出金になっております。

そういう中で、今回の人事異動に伴いまして、実際、規則の中の第5条に管理費ということで上がっております。その中で施設の維持管理については、維持管理に付随する事業及び事業に係る事務的経費を江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算として運用できるということになっております。それで、事務の経費としましては、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料の物件費及び人件費を支出ができるということで、平成21年3月25日のそのときの条例規則で決まっていることとございます。

そういう中で、本当はかんがい排水施設運営委員会が早目にあれば諮ることもできたんで

すけれども、今回、人事異動については、全部の担当の人件費を組んだ関係上、今回の補正予算中で繰出金ということでしてありましたものですから、その辺ができなかったといえ、本当はしていきべきだったと思うんですけれども、その機会、要するに、かんがい排水施設運営委員会の時期がもうすぐするということでございましたけれども、そのときに説明をしようかということで、淵上議員はその辺は何かおかしいんじゃないかということですが、それは本当に申しわけないと思うんですが、そのときに説明させていただければと思っております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

私が言いたかったのは、事前にお話をされたほうがよかったのになというふうに思っております。そもそも論からいけば、事務費というのは、その職員の事務費ということも拡大解釈と言うては失礼ですけれども、そういうふうなことからなされたというふうに思います。ただ、本来、事務費というのは、施設の操作員とか、そういう人たちの事務費だろうというふうに思っております。

先ほど言いましたように、町の財政難ということから、職員の拡大解釈をした中で、給与等の半額を支給すると。本来、町もこれだけある程度しっかりしてきておりますので、これはまた後の問題になりますけれども、もう一度見直す時期が来ているんじゃないかなということとあわせて、委員会が今度ありますということですが、なるべくならば早目に、少なくとも委員長のほうにはお話をされとったほうがよかったのかなというふうに思いました。そのことでちょっと今お聞きをしたところです。

以上です。

○西原好文議長

町長、私からよろしいですか。淵上議員、きのう、まさしく淵上議員が尋ねられたことを担当課長に、金額の増額については委員会に諮らんでよかったとですかというふうなお尋ねもしましたし、早急にかんがい排水施設運営委員会、ましてや産業常任委員の中に4名委員がいらっしゃるので、そこら辺はちゃんと説明をしてくださいというふうなことでちょっと申し入れはしております。

町長も、基金から出していることについては、町としても検討を今後、副町長も言いましたけど、財政計画の中で、やっぱり職員がしている以上は人件費を基金の中から出してもらってもいいじゃないですかと言ったときに、いろんな論議があつて、それはいかんという委員もいらっしゃいました。だから、今後、町長も交えて、その人件費の基金からのあれについては検討をお願いしたい。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の補正予算そのものについては、いろいろ議論はあつたにせよ、従来決めていただいたルールに基づいて支弁をしておるわけでありますが、4月1日の人事異動に伴いまして担当職員がかわりましたものですから、それに伴って、従来のルールに従えば、こういう補正が必要になるということでもあります。そこはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、淵上議員から、議会の前にかんがい排水施設運営委員会で今回の補正予算の関連も議論をすべきであつたのではないかということでありました。そこについては、そもそもかんがい排水施設運営委員会の中でどうしたことを決めていただくことになっているのかというのは、私自身も大変恥ずかしながら今の時点で把握をしていないものですから、きちんと検証したいというふうに思います。その上で、これまでの経過の中で、行革の一環だったのかもしれないけれども、そうした一般会計から支弁するということについての是非については、きのうの一般質問の中でも申し上げましたとおり、合併ブームからの荒波はひとまず越えたということであれば、平時の財政的な取り扱いとしてどういう形が適当であるかというのは、かんがい排水施設運営委員会の中でもぜひ御議論をしていただければというふうに思います。

それでもう一点、あえて申し上げますれば、きのうは防災会議の開催の予定についてお話をいたしました。今のところ6月末ということになっているんですけど。このかんがい排水施設運営委員会も当然さまざまな権能はあると思いますけれども、本来は具体的な維持管理であるとか、運営であるとか、そうしたことについてもやはり御議論を当然していただく必要があるわけです。言うまでもなく梅雨に入っておりますし、やはり適時性というんですかね、これについては本当に必要な時期にさまざまな会議ということは開催の日程をしていかないと、梅雨に入って雨の降りよる中で防災会議をするというのもちょっといかがかというふうに思いますし、きのうは防犯推進協議会のお話がありましたけれども、その防犯推進

協議会そのものでお話をするかどうかは別として、おっしゃるように、やはりそういういろんな先を見てというんですか、きちんと適時性ということを考えてやらないと、それこそ真冬に海水パンツをはくようなことになると、やはりはたから見ていたらおかしいわけです。ですから、そこは町政全般にわたって、そうした会議、委員会等の開催時期というのは適時性ということをきちんと今から重視をしていきたいということにあわせて御報告をいたしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

補足ですけれども、当時決まったのが、実際、先ほど言いましたように、基金の75億円が二、三億円ふえたということで、今現在が85億円程度になっております。そういう中で、その当時、基金がふえたものですから、何か一般会計の基金の利息が余りついていないというんですか、運用面がうまくいっていないということもあって、鉾害の含みが多いものですから、その辺のところの調整というんですか、少しはできないかということでしたところでございます。

そういう中で、前の議長から、条例で人件費を出す旨の明記を本当はすべきじゃないかということをおっしゃいました。その当時、副町長が、事業の一部であり、管理に付随する費用として解釈をしているということで人件費をお願いしたということでございます。そして、前の議長からは、拡大解釈して何にでも使えるようになっては困るんだと。条例改正が必要と考えられるんじゃないかということでおっしゃっております。そういう中で、内規等で加えて、後だって説明しますということで、要するに規則を定めて了解を得たのが今までの状況ということで御理解いただきたいと思います。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

経過はわかりました。どちらにしても、一財のほうに基金から出すというのは、この臨鉾ポンプにあっては少し考えるべき時期に来ているんじゃないかと思います。

そういうことで、先ほど町長がおっしゃったように、今後、何かの機会の中で検討してい

ただければというふうに思います。

以上で終わります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

たびたびの質問で申しわけありません。事項別明細書11ページの一番下の枠です。江北町未来スイッチ交付金事業、これは企画情報係ですので、総務委員会に付託になると思うんですが、これは議員の皆さんと全部で協議をしたほうがいいんじゃないかなということで、私あえてこの場で質問させていただきます。

この江北町未来スイッチ交付金事業622万8千円、これは事業説明書の3ページにうたってあります。3ページの番号でいえば、4番の補正内容ということで表が書いてあります。この表の一番上、流鏝馬練習場整備として、クラブRIOに補助するということだと思えます。交付額が312万円。この内容を教えていただきたいと思えます。議員の皆さん全員で共通認識をする必要があるなと思って、あえて質問しました。

それとあと1点、事項別明細書の29ページ、土木費、道路新設改良費の中の区分で2の町道駅南地区東西線道路とあります。これが今回、448万2千円補正が上がっております。この内容は測量調査委託料ということであります。この路線の測量については、平成29年度から4,084万7千円繰り越されて、30年度に調査をされていると思えますが、新たに448万2千円が出たというのは、どういう経過で、その内容が何であるのかを教えていただきたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

井上議員の御質問にお答えをしたいと思います。

クラブRIOの流鏝馬練習場整備、事業費が390万円のことでございます。これにつきましては、内容については、まずは流鏝馬体験のための基盤整備ということで、馬場の整備を予定しております。それと、馬飾りの購入費、それと、いろいろありますけれども、衣装等の購入等を予定しているものであります。具体的なことでよろしかったのでしょうか。

（「馬場の整備とすれば、どこをどうするのかという内容の説明をいただきたい」と呼ぶ者

あり)

地区としては、今計画で上がっているところは、現在、クラブRIOが山口の新堤の上のほうにあります。あそこを中心として活動をされるということで、具体的な練習場についてはちょっと今、私のほうでわかりませんので、後で調べて報告をします。（「課長、私のほうでわかりませんという答弁はだめばい」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回の江北町未来スイッチ交付金事業というのは、県の未来スイッチ交付金事業という事業がありまして、これに連動して、江北町としても、あわせて交付金をお出しするということになっております。だからといって、県がよければいいということではなくて、それこそ先ほどからの話でいけば、当然、町としても予算を支出するわけですから、県から募集があったから、それをそのまま地元で流して、応募があったのをそのままホチキスどめして、そしてそのまま県に上げて、ついたらついでで今度うちの予算措置が必要だというのは、これは違うと思うんですよね。もし県が採択されれば、当然、町としてもきちんと交付金が出せるような状況であるのかどうかということは確認をした上で県にも上げないと、県がよければ、町はどうかと思うけれどもいいとか、それは県の交付金事業だから町は知らないということはやっぱりちょっと違うんじゃないかというふうに思います。先ほど政策課長は知らないというふうに言いましたけれども、当然、申請書はいただいているわけですから、確認をした上で御報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○西原好文議長

田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

井上議員の質問にお答えをしたいと思います。

場所につきましては、先ほど言いました山口の新堤の上の実際今活動されているところを整備するというごさいます。

○西原好文議長

坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

井上議員の御質問にお答えいたします。

町道駅南地区東西線道路改築事業の448万2千円と、委託料の測量調査委託料ということで、どういうことかということでございますけど、これにつきましては、町道駅南地区東西線の土地評価業務の委託でございます。用地交渉に係る適正価格の算出のためでございます。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

まず1点目のクラブR I Oの件ですね。馬場の整備はどこでどのようにしますかというようなことをお尋ねしたんですが、新堤の周辺ですということですが、申請書、やっぱり要望するからには、クラブR I Oさんが申請するからには、もっと具体的にここをこうしたいと、この分についてはお金がかかりますよといった申請書があると思うんですよ。でないと採択できないんじゃないかと思います。もうちょっとその辺を詳しく教えていただければと思います。

それともう一つ、駅南地区東西線です。今回、補正されたのは土地の評価ということでありまして、土地の評価であれば用地費を上げてあったと思うんですよ。用地費を上げてあるとなれば、当然、土地の評価をされてから用地費を計上すべきと思うんですが、今になって用地費を土地の評価のための測量委託をするというのは、順序が逆じゃないかなと思うんですけど、その辺のいきさつ、何かあったら教えていただければと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

具体的にということでありまして。今、申請書に上がっているのは、対象の地区としては先ほど言った場所でありまして。支出の内容については、ソフト事業とハード事業、大きく分けてありまして、先ほど言いましたように、看板等の設置、あとイベントを開催される予定であります。ハード事業につきましては、先ほど言いましたように、流鏝馬体験の練習場をつくるということで、これにつきましては、今、申請書に上がってきているのは先ほど言った場所でございます。あと、衣装等の購入というふうなことで計画をされていると思います。

○西原好文議長

坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

用地費を計上しておって、その後に土地評価の業務というのはちょっと違うんじゃないかということでございます。用地費につきましては、概算で計上をさせていただいておったと思います。用地交渉に当たりまして用地費の価格を提示するわけでございますけれども、やっぱり明確な根拠というのが必要になるということでもございます。一回提示した価格を変えることもできませんので、根拠になるものが欲しい、必要だということで計上をお願いしているところでございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

道路の件はよくわかりました。

あと、流鏝馬の件ですね。私は総務委員会ですので総務委員会で聞くことができると思うんですけど、私が感じたのは、馬場の整備と、流鏝馬といえば、いわゆる流鏝馬道路ということですか、馬を走らせて弓を射るのが流鏝馬の普通一般的なことであると思います。そういったのを整備されるのかなと思って質問をしたわけですけど、そうではないということなんですね。練習場ですね。わかりました。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

まず、事項別明細書でいけば、11ページの2のふるさと納税推進事業費で、聞きたいところは事業説明の4ページ、4の補正内容の中にワンストップ特例申請受付書の郵送ということで、いろいろ文言が書いてあります。ちょっとこの文言の意味を少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

もう一点が、下のほうにPRをということで書いてありますけれども、PRがこの書いてあることだけなのか、その2点をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下産業課長。

○産業課長（山下栄子）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

このワンストップ特例申請受付書の郵送ということなんですけれども、この郵送に対して、平成30年3月下旬から寄附者のデータからメールアドレス情報を削除する旨の連絡がありまして、これまでは申請があったのに対してメールで申請を受けましたというのを返送していたわけなんですけれども、それができなくなったということで、今後、申請書に対して受け付けましたというのを郵送するというので、それに対しての補正予算になります。

大体これまで寄附件数に対して、平成29年度が6万4,750件に対して、ワンストップが1万4,573件あったんですけれども、22.5%という割合で算出して上げさせていただいております。

それと、PRということなんですけれども、これまで以上に新たな寄附者の掘り起こしをしたいということと、また、江北町の宣伝及び財源確保につなげるために、そのPRを努めてやりたいなということで、このPRも何点かありまして、2番目のところに書いてありますけれども、ポケットティッシュを作成したり、電車、これは西武池袋線のところになんですけれども、ここに広告を電車の中に1年間張りつけていただくということとか、それからまた、うちの町の返礼品等に対するPR動画をつくりたいなというふうなところで、周知を広げて寄附者をふやしたいなということで取り組みたいということで補正予算をお願いしているところです。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

最初のほうのメールアドレスができなかった理由は、もしわかればひとつお願いします。

もう一つ、PRに関してですが、西武池袋線と言われていますけれども、これは都心ですが、今後こういう形のほかの、例えば九州管内とか、そういうふうなものも計画はされているのか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山下産業課長。

○産業課長（山下栄子）

再質問に対してなんですけれども、メールアドレスができなかった理由というか、これは

寄附者のメールアドレス宛てに各種情報を発信し、複数自治体から送信されるなど寄附者からのクレームがすごくあったということで、それが主な要因となっているということです。

それと、西武池袋線じゃなくて、今後、九州管内もということですが、この周知の中で、5番目の予算内訳のところに旅費というのを入れさせてもらっておりますけれども、博多のほうにも数回行って、例えば、10月に九州の観光と食マルシェ2018とか、いろいろイベントがあるんですが、そういったときに行って、うちのふるさと納税の返礼品に対するそれを出したり、それとまた、いろいろほかのこともありますよとPRをしたり、それとか、夏に都心のほうから博多とかに帰ってこられる方がいらっしゃると思うんですが、そういったときに行ってポケットティッシュとか、そういったのもいっぱい配布して、なぜポケットティッシュにしたかというのは、普通、チラシとかだったら結構ぱつと捨てられたりするんじゃないかと。でもポケットティッシュだったら、やっぱりティッシュを使い終わるまでは持たれているんじゃないかということでポケットティッシュにさせてもらったんですが、これをいろんなところに行って配りたいなというふうに思っております。また、議員さんたちにお問い合わせすることがあるかもわからないなと思います。その節はよろしくをお願いします。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ふるさと納税推進事業費について、少しだけ補足をさせていただきます。

我が町でも本格的にふるさと納税の取り組みを始めて3年目になります。今回初めて担当課のほうで、ぜひPR活動をやりたいと、やらせてもらいたいということで計画をしているのが、このPR活動であります。先ほど御紹介いたしましたように、東京の西武池袋線の車内広告で掲出をしたり、またポケットティッシュを作成いたしまして、各種のイベントで呼びかけをするというようなことであるとか、さらには動画までつくって江北町へのふるさと納税の呼びかけをしたいというようなことを考えてくれたのは今回が初めてであります。これまではどちらかというと、ふるさと納税の事務をこなすのに終始して、なかなかこういう積極的な取り組みということが見られませんでした。言ってみれば、そういう基盤を整備すれば、一定のふるさと納税額というのは当然確保はできるわけですが、そこからさらにどういう形で伸ばしていくかということこそが、本来やはり我々、町の担当職員の腕の

見せどころだというふうに思っております。

今回は、こうしたことでPR活動ということで予算を計上して、自分たちでやりたいと言ってくれておるものですから、ぜひそこは期待をしつつ、もちろん最終的な効果もきちんと測定をしたいというふうに思っておりますが、さはさりながら、ともするとこういうイベントに参加するとイベントに参加しただけで満足感や充実感を味わって、それだけで済むということが多いわけです。そういう意味でいきますと、なかなか我々そのものがPR活動素人であるものですから、ここでもっと予算をつけて広げるというよりは、今回、御承認をいただければ、この予算をきっちり使わせていただいて、そして、その中でいろいろ学びや経験、気づきも出てくると思います。こういうことよりもこういうことのほうが効果があるんじゃないかとか、そういうのはきちんと検証した上で、来年度以降には反映をしたいというふうに思っておりますが、今のところ、これ以上どんどんPR活動の予算をつけて拡大をしていくというところまでは思っておりません。もし年度途中でも、これは効果的だというのがあれば、また個別に予算をお願いすると思えますけれども、PR活動を拡大していくというような方向にはないということは御承知おきいただきたいというふうに思いますが、いずれにしても、初めてこうして担当課のほうでやりたいということと言ってくれたものから、ぜひそこは町としてもしっかりやりたいなというふうに思っております。

PR活動はこれだけかという、これだけではございません。私も先週末、また先々週末と、関西地区、それから、中京地区の佐賀県人会に参加をしてまいりました。その中には、わずかではありますけれども、江北町の御出身の方もおられるものから、私も担当課からは100枚チラシを持たされて、これは町長が配っててくださいと言われて、それこそ私みずから江北町出身者以外の方にもチラシを配ったり、また置かせていただいたりしてPR活動をしているところであります。お金をかけなくてもできるところもあるものから、そうしたところもあわせてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

非常に期待できることかなと思って、頑張ってもらいたいと思います。

もう一つつけ加えれば、ホームページ内のふるさと納税の動画もぜひ改良していただきたい

いということ、終わります。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。2番 淵上君。

○淵上正昭議員

事項別明細書の11ページ、みんなの公園で、一般会計補正予算の事業説明書の中の5ページ、これは今から質問することが、みんなの公園に限ってということではないので、ここに事業関係の予算も上がっていないということになるかと思えますけれども、実は交通手段なんです。近くの人であれば、やっぱり歩いてでも自転車でも行きたいときに行かれるということでありまして、2キロ、3キロの距離のある地域とか、あるいは山手の地域とか、そういう人たちが、特に高齢者が行きたいなと思うとっても行けないということもあるかと思えます。

そういう意味で、巡回バスというふうになるのか、それとも、例えば、定期的にみんなの公園周辺に行けるような、あるいはそこからバスが地域に行けるような、そういったものが検討されないのかな、検討していただけないのかなというようなことをちょっとお聞きしたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

淵上議員の御質問の趣旨がちょっとわかりかねておりますけれども、当然、近隣にはイオン江北店がありまして、循環バスも数年前からイオン江北店も停留箇所になったりいたしております。また、お車で来られる方については、昨日の一般質問の中でも申し上げておりますが、少し方針は変更、修正をいたしまして、公園内にも必要最小限の駐車場は確保したいというふうに申し上げたところであります。恐らくその上で、循環バスが通っていない、または車では来れないという方が公園に来るための手段の確保は必要ないのかということでもありますので、そこは今後の整備の中であわせて、ぜひ議員の皆様方からも御意見を賜りたいというふうに思いますが、当然、みんなの公園に来るための交通整備をするというのも、ただではできませんので、それこそかなりの予算が必要になってくると思えます。そもそもみんなの公園と言うぐらいで、ぜひ皆さんに来ていただきただけいわけですけれども、そのみんなの公園に来るための交通手段まで全町的に整備をするというような話になれば、これは

また少し、言い方は誤解を生むかもしれませんが、少し行き過ぎなのではないかなというふうにも思うわけであります。ですから、もしそういうふうに必要な公園に行きたいけれども、どういうふうに行ったらいいかというふうなことについては、ぜひ個別にも、また少しそういう予算といたしましょうか、ということも考えた上で議論したいと思います。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

ちょっと何か私の質問が悪かったみたいですね。要するに、小さいお子さんから大人まで、みんなが来ていただいて、楽しんでいただいてという趣旨であろうかと思えます。そういった意味で、例えば、山手のほうからでも高齢者の交通手段がないと、きょうはちょっと行きたくばってんが、巡回バスもありますが、そうではなくて、ちょっと一つの提案です。今回、庁舎のバスを90万円ほど上げられて、3人の方ですかね、されております。そういったことなどを利用して、何か方法がないのかなど。要は、巡回バスのあっけんが、そこに来たときに乗ってくつぎよかやっかいという話じゃなくて、少しそこら辺を考えていただければなというふうに思っております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

かなり大きなお話をされておられるんじゃないかなと思います。役場に行きたかばってんが交通手段のなかけんどがんで行くぎよかとかいとか、B&Gに行きたかばってんがどがんで行くぎよかとかいとか、多分、これはみんなの公園に限らず、それこそ我が町の課題の一つとして、今後の買い物だけではなくて、いわゆる交通弱者といたしましょうか、そうしたことをどう対策をしていくかということの中で、ぜひそこは議論させていただきたいというふうに思います。そうしないと、みんなの公園に行くためにということになると、じゃ、ほかの施設はどうなのかとかいうふうなことになるものですから、別の視点から考えさせていただきたいというのが一つであります。各地区では、例えば、月1回、老人会の定例会なんかがあります。それとか、ある施設にお聞きしましたら、今度、明治維新博にみんなと一緒にいくようにしているとか、そういうふうなことがあります。ですから、ぜひそういう、例えば、区の活動であるとか、区の行事の中で、みんなでみんなの公園に行ってみ

ようというふうなことであれば、そうした利用の仕方はぜひしていただきたいというふうに思いますし、そうしたときに例えば町のバスを使いたいということであれば、各区の活動で使っていただくことはできますので、そうしたときに御利用いただければというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

要するに、今まで以上にちょっとその辺を配慮していただければなど。だから、いつでもかんでも車が行き来して、それに乗って行って云々ということじゃなくて、そういう人たちもおるということを前提の上で、巡回バスなのか、あるいは違う方法なのか、その辺をもう少し、中心部に行ける、そういった交通のところを考えていただければと。だから、あくまでみんなの公園のためにということではなくて、全体を考えたところで、今から高齢者がふえてくるものですから、その辺を考えていただきたいという趣旨です。

○西原好文議長

答弁よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第29号

○西原好文議長

日程第7．議案第29号 平成30年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第30号

○西原好文議長

日程第8．議案第30号 平成30年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第9 議案第31号

○西原好文議長

日程第9．議案第31号 平成30年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっとお聞きします。町長の提案理由の中に理由が書いてありますけれども、そこでお聞きしますけれども、これは後期高齢者医療費の所得の過大見積もりということなんですけれども、厚労省から配布されたソフトウェアにふぐあいがあったと。このふぐあいというのはどういう内容なのか。このふぐあいを町のほうとしてチェックできたのか。

それと、この4名の方というのは、後期高齢者、いわゆる75歳以上の方だろうと思いますけれども、そのあたりを少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。三溝福祉課長。

○福祉課長（三溝秀行）

それでは、土淵議員の質問にお答えします。

配布されたソフトについてふぐあいが生じて、4名の方が今回、還付の対象となったところでございます。それで、土淵議員が言われる対象者、これは県の後期高齢のほうで調査をされて中止されたというところでございます。4名の方ですね。

それと、もう一点は何やったのですかね。（「どういうふぐあいか」と呼ぶ者あり）厚生労働省から配布されたソフトが所得判定の際、軽減判定をする際に、所得を高く見て判定をする、そこにソフトが判別できないという、そここのところが今回ふぐあいが生じたというところでございます。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第32号

○西原好文議長

日程第10. 議案第32号 平成30年度江北町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第32号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第33号

○西原好文議長

日程第11. 議案第33号 平成30年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

○井上敏文議員

たびたび済みません。私、総務でありますので、これは産業委員会のほうで審議されますので、ここで私、聞いておきたいと思います。

事項別明細書の7ページです。特定環境保全公共下水道事業の支出内訳の一番下、13番の委託料、事業計画変更業務委託料とあります、496万8千円。この内容を教えていただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

井上議員の質問にお答えいたしたいと思います。

今回、計上します事業計画変更委託料につきましては、駅南地区の認可区域の拡大で、3ヘクタールを事業認可で追加したいと予定しております。これは事業の進捗を図るために追加になります。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

駅南地区ですけど、分譲されている団地等の下水をするための設計なんですか。駅南地区をもうちょっと具体的に教えていただけますか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

場所としましては、羽佐間水路の上のほうと、あと、JRまでの東西線の北側のほうになります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

東西線のところに下水本管を入れるために調査をするということですか。将来、あそこは宅地になるだろうということとされると思うんですけどね。それはそれとしていいことだと思いますけど、その東西線の計画のあり方について、前、話を聞いた地元説明会でもあったんですけども、今は準都市計画ですけども、将来的には都市計画区域内に入れて整備をしていきたい。そのときに道路計画を新たにつくりたいというふうなことも言われました。道路を新たにつくるとなれば、そのときの検討というわけにはいかなかったんでしょうか。その辺が、ここに本管を入れるための測量とすれば、新たに道路計画をしていきますと言われたのができなくなったのかなと、今そういうふうに率直に感じました。

今回は下水道計画についてですけど、その辺のところも担当課は道路といえば建設課、政策課になるかもわかりませんが、その辺の協議はなされていないんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

今回は委託につきましては、事業認可の取得ということですので、面積区域を追加したいということで上げております。実際の詳細設計とかではありません。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

そしたら、どこに入れるかの検討をするための調査ということですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

認可区域に入っていなかったもので、その認可区域に、エリアの中に入れるということの委託であります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

わかりました。いずれにしろ、道路計画も含めて、こういうこと、それは宅地になると思いますが、これは重要なことだと思います。ただ、心配するのは、東西線、工業用水管も入っておりますし、そこでいいのかどうかということもあわせて、今後、新たに道路計画があるとなれば、その辺もよく協議をされて、そして、本管の位置決定をしていただきたいと思います。これは私の意見です。

○西原好文議長

答弁よろしいですか。（「答弁ないみたいだからいいですよ」と呼ぶ者あり）新たに道路計画があるのにという井上議員のあれが伝わっているかということですが。（「とりあえず認可区域拡大でありますので」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第33号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 報告第1号

○西原好文議長

日程第12. 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第13 報告第2号

○西原好文議長

日程第13. 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

これは参考資料でちょっとお聞きしますけれども、詳しく書いてありますからですね。1つは、これは国民健康保険税の課税限度額の4万円のアップなんですけれども、それともう一つは、低所得者対策ということで、5割軽減、2割軽減で対象が広がるということになりますけど、この限度額が4万円上がることによって、値上げになる人の人数、どれぐらいになるのか、金額がわかれば教えてほしいと思います。

それから、5割軽減、2割軽減の対象者が広がる人数がわかれば報告をお願いしたい。金額もわかればお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

土渕議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

ちょっとここで御確認ですけど、金額というのはどういった金額内容でしょうか。御質問の内容が。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

金額というのは、値上げになった人たちが何人というのはわかりますよね。そして、その人たちの金額がどれぐらいになるのか。わかればですよ。わからなかったら人数だけでも結構です。そういうことです。

○西原好文議長

答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

それでは、土渕議員の質問にお答えしたいと思います。

一応、限度額を超えたということで、今現在、介護のほうの医療給付費分の限度額が54万円から58万円に上がったということで、この金額は58万円ですけれども、人数的には60人程度です。

それから、5割軽減、2割軽減ですけれども、5割軽減、2割軽減で、今回、29年度と30年度の人数的に比較すると、実際は、29年度の当初課税、30年度の当初課税でいきますと、人数的に5割軽減は29年度が191人に対して30年度は178人、2割軽減の方は29年度が152人に対して30年当初課税は139人というふうになっております。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

私は対象者が広がると思っていましたけど、対象者はむしろ少なくなっていますね。それでいいんですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。溝口町民課長。

○町民課長（溝口進洋）

一応、対象者といたしましては減ったような形になりますが、これが7割軽減からということで、軽減者の人数全体は30年度は減っているというふうな形になります。多分、私たちの見解では、少し所得が上がってきているんじゃないかなというような見解を持っております。

以上です。

○西原好文議長

土渕君。

○土渕茂勝議員

確認ですけど、対象者は全体として減っているということですね。所得がふえているという理解を今されましたね。そういうことですね。わかりました。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立多数であります。よって、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第14 請願第1号

○西原好文議長

日程第14. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第86条第2項の規定によって委員会

の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。請願第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書案は採択することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。再開11時でお願いいたします。

午前10時51分 休憩

午前11時 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平川局長。

○議会事務局長(平川智敏)

それでは、今定例会、各常任委員会への付託議件の案について報告いたします。

平成30年6月定例議会委員会付託議件(案)

○総務常任委員会付託分

議案第23号 議案第24号

議案第28号 歳入全部と歳出のうち 款1 議会費
款2 総務費 ただし項1総務管理費の目5企画費の
区分2ふるさと納税推進事業費
及び区分3（仮称）みんなの公園整備事業を除く
款3 民生費 款4 衛生費の項1保健衛生費のうち
目1保健衛生総務費 款9 消防費 款10 教育費

議案第30号 議案第31号

○産業常任委員会付託分

議案第25号 議案第26号

議案第28号 歳出のうち 款2 総務費のうち 項1総務管理費の
目5企画費の区分2ふるさと納税推進事業費
及び区分3（仮称）みんなの公園整備事業
款4 衛生費の項1保健衛生費のうち 目3環境衛生費
款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

議案第29号 議案第32号 議案第33号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のおおりに各委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のおおりに付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前11時2分 散会